

広島県告示第千二百十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて定められた次の放置等を禁止する区域及び物件の指定を廃止する。

令和五年十月三十日

大西港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

令和四年広島県告示第五百三十号で指定した放置等を禁止する区域及び物件

一 地方港湾大西港放置等禁止区域

大西港地区

1 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「瀬井」（北緯三四度一四分五一秒一九一二、東経一三二度五一分五六秒六三一二、標高五五・四二メートル）

基点一 基準点から八〇度二八分一秒の方向七九六・二六メートルの点

基点二 基点一から二九六度二〇分五〇秒の方向二八・一六メートルの点

基点三 基点二から三四度一分五八秒の方向二二〇・一九メートルの点

基点四 基点三から四六度四〇分〇五秒の方向一七九・一六メートルの点

基点五 基点四から四六度五〇分四〇秒の方向五六・六六メートルの点

二 地方港湾大西港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物

三 指定を廃止する年月日

令和六年一月一日